

## 秋田県立大学附属図書館と学外機関における 図書館資料の相互貸借に関する取扱要領

令和3年4月1日  
図書館長決定

### (趣旨)

第1条 この要領は、秋田県立大学附属図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第19条第4項の規定に基づき、秋田県立大学附属図書館のうち、秋田キャンパス、本荘キャンパス及び大潟キャンパスの図書館と学外機関における図書館資料の相互貸借（以下「貸借」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸出しの対象)

第2条 貸出しは、次の各号に掲げる機関に対して行う。

- 一 大学図書館、短期大学図書館及び高等専門学校図書館並びに学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館
- 二 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 三 国公立及び独立行政法人の試験、研究及び調査等を行う機関
- 四 その他図書館長が必要と認めた機関

### (貸出しの期間及び冊数等)

第3条 貸出しの期間及びその冊数は、次のとおりとする。ただし、図書館長が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

- 一 期間 搬送等に要する期間を含めて1ヵ月以内
- 二 冊数 一機関あたり5冊以内

2 貸出しをする図書館資料は、逐次刊行物及び視聴覚資料以外のものとする。

### (貸出しの手続)

第4条 貸出しを受けようとする機関は、資料借用申込書（様式第1号）により図書館長に申し込むものとする。

ただし、NACSIS-ILLシステム経由で申込があったものについては、図書館システムから出力する受付票をもって代えることができる。

### (図書館資料の搬送)

第5条 図書館資料の搬送は、原則として書留郵便で行うものとする。

(経費の負担)

第6条 図書館資料の搬送に要する経費は、往復とも貸出しを受ける機関が負担しなければならない。

(弁償責任)

第7条 貸出しを受けた図書館資料を損傷し、又は紛失したときは、図書館長の指示に従い、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(借用)

第8条 学外機関の図書館資料の借用を図書館長に依頼する場合は、資料借用申込書(様式第2号)により申し込むものとする。ただし、借用を依頼できる者は、利用要領第2条第一号から第四号に掲げる者とする。

2 学外機関の図書館資料の利用および経費の負担については、当該学外機関の規則等に従うものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、貸借に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 秋田県立大学図書館資料の学外機関への貸出しに関する取扱要領(平成18年4月1日施行)は、廃止する。